

第12回年金業務・社会保険庁監視等委員会議事録

1. 日時 平成20年7月4日(金) 14:00~15:20
2. 場所 中央合同庁舎第5号館16階委員会室
3. 出席者
(委員会) 葛西委員長 大宅委員長代理 磯村委員 岩瀬委員 住田委員 村岡委員
(総務省) 田部事務室長 横田主任調査員ほか
(厚生労働省) 宮島総括審議官
(社会保険庁) 坂野長官 吉岡総務部長 石井運営部長 中野社会保険業務センター所長
北村統括管理官 鈴木運営部企画課長
4. 議事次第
 - (1) 厚生労働省・社会保険庁からのヒアリング
 - (2) その他

5. 会議経過

【葛西委員長】 それでは、ただいまから第12回の年金業務・社会保険庁監視等委員会を開催いたします。

それでは、厚生労働省及び社会保険庁からのヒアリングを行います。本日は厚生労働省から宮島総括審議官、社会保険庁から坂野長官をはじめ、皆様のご出席をいただいております。前回に引き続きまして「年金記録適正化実施工程表」に基づく進捗状況などのご説明をいただきますとともに、当委員会において宿題となっていた事項についてもご回答をいただきまして、その後、質疑応答を行いたいと思います。

それでは、よろしく申し上げます。

【鈴木企画課長】 それでは、早速でございますけれども、先生方のお手元の資料に従いまして、ポイントのご説明をさせていただきます。私のほうから資料1と2をご説明申し上げます。

まず資料1でございますけれども、これは毎回進捗状況をご報告申し上げている資料でございます。特に今回は主に資料2になりますけれども、6月27日に年金記録問題に関する関係閣僚会議、これは政府及び与党の幹部に入らせていただきまして、これまでの進捗状況の総括を行い、それを踏まえまして、今後の対応の道筋というものを取りまとめたところでございます。したがって、資料2によりまして閣僚会議のご報告とともに、進捗の報告もさせていただきますように思っております。

そこで早速でございますが、資料2でございます。2枚おめくりいただきまして、A4

の横長のカラー刷りの資料がございます。「年金記録問題への対応の進捗状況」ということで、従来から幾つかのインデックスの数字をご説明申し上げておりますけれども、それを直近の時点で総括をしてみたものでございます。左上からご覧いただきますと、まず対策の主軸として実施をしております特別便でございますけれども、ご案内のように3月までにいわゆる名寄せをして該当する方に送りました特別便、ここでは「名寄せ特別便」という言い方をさせていただいておりますが、それと4月から始めました「全員特別便」というものがございます。

「名寄せ特別便」につきましてですけれども、この色刷りの上のところをご覧いただきますと、1,030万人にお送りしたわけでございますが、受給者の方々についてはその8割近くの方から既にご回答をいただいております、現役加入者の方については4割強の方からご回答をいただいているということでございます。その中でこの「名寄せ特別便」につきましては、5,000万件の中で名寄せをして該当する記録がある可能性の高い方でございますので、「訂正あり」という回答を多くいただくということを想定していたわけでございます。その状況につきまして、受給者の方々については当初の「訂正あり」の回答が1割強だったわけでございますけれども、3割に着実に増加をしてきている状況でございます。加入者の方々はその比へまして非常にご記憶も新しい、期間も新しいということもございまして、7割の方から「訂正あり」というご回答をいただいているということでございます。このあたりのトレンドは毎回ご報告しているところと、そう違ってないと思っております。

それから、4、5月におきましてすべての受給者3,396万人の方々に「全員特別便」をお送りいたしました。これが5月末の時点で約5割近く、1,459万人の方々から既にご回答いただいているような状況でございます。具体的な数字はその下のところに、各欄に掲げさせていただいております。

こうした特別便の送付を踏まえまして、相談の状況でございますけれども、その下の青い部分でございます。相談につきましては社会保険事務所あるいはコールセンターの相談体制を拡充するとともに、市町村あるいは社労士の先生方などに、ご協力をいただいて相談体制のすそ野を広げていく、できるだけ身近な場所でご相談に応じられるようにしようということで、展開をしまいったわけでございます。その展開拡大の状況につきましては、その下のところに書いてあるように、着実に拡大ができてきているのではないかと考えてございます。その中で特に当委員会においてもいろいろご指摘いただきましたウイン

ドウマシン（窓口装置）でございますけれども、これも1.5倍に増強、約6,000台を増設いたしまして、市町村の現場あるいは社会保険労務士会などへも貸与をしているという状況でございます。ウインドウマシンについては今後とも必要に応じて、増強を図ってまいりたいと考えてございます。

そうした特別便や相談、あるいは解明作業を通じて、いわゆる5,000万件の記録がどうなったかということでございます。これは右上の茶色のところにまとめさせていただいておりますけれども、むしろ従来からご覧をいただいております形式で、お目通しいただいたほうがわかりやすいのではないかと考えておまして、お手元の資料の7ページ、8ページでございます。7ページはポイントをまとめたものでございますけれども、1枚おめくりいただいて8ページをご覧いただきますと、従来から色分けをして出してあります横長の表がございます。いわゆるこの1番から4番までのグリーンの部分につきましては、死亡した方、脱退手当金を受けている方、あるいは既に基礎年金番号に登録済みの方の記録ということでございます。その数といたしまして前回公表したのが3月14日時点でございますので、今回からちょうど3カ月余り前でございますけれども、その時点でこうした1番から4番までの記録、約1,900万件ございました。これが直近の6月27日公表では2,134万件ということで、236万件増加をしているということでございます。

この236万件の大部分がこの4番でございまして統合済みの記録、これをご覧いただきますと202万件増えているのがご覧いただけるかと思えます。この202万件の内訳の一部が、その下のピンクの欄、5番でございます。先ほどからご説明しております3月までに名寄せをして送りました特別便、これはデータ数では1,172万件だったわけでございますけれども、これについていろいろとご回答いただき、統合の作業を進めていく中で、一番右の増減という欄をご覧いただきますと145万件マイナス、つまり145万件がこの中から統合に回っているとお考えいただけたらと思っております。そのほかでございますけれども、3月14日公表の時点では、7番「今後解明を進める記録」ですが、これがまだこれからの課題としてしょっていかなければいけない部分だということで、2,019万件あるとご報告をいたしました。マスコミ等ではその下の氏名等の調査継続である6万件と合わせまして2,025万件という報道がされておりましたが、この部分につきまして私ども今回6月27日公表では、新たに6番の欄を設けさせていただいております。

6番はどういうことかと申しますと、3月14日にこれを発表いたしましたときに、あわせましてコンピュータで行ういろいろな調査、例えば住基ネットとの突合せでございま

すとか、あるいは、漢字カナ変換の補正作業、コンピュータにかける作業、そういったもののスケジュールと項目をお示しいたしました。そこでそういった項目に既に取りかかっている記録を、別記としたらどうかということで、それを6番といたしまして、6月27日の時点で316万件、具体的には①といたしまして、漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録の作業、それから、②の住基ネットに突合する作業、それぞれ合わせまして316万件ということでございます。これを別記とさせていただいたということでございます。この結果、これから手をつけていかなければならない記録というのが、1,614万件ということでございます。

以上が5,000万件の直近の時点のご報告ということございまして、恐縮ですが、またお戻りいただいて1ページの横長のA4のカラー刷りの資料でございますけれども、一番右下のところに「その他」とございます。いわゆる第三者委員会で全く証拠のない記録、ご本人の申し立てによっている部分について、どう判断するかでございますけれども、この作業につきましても体制増強を図りまして、1か月の処理件数が約4.5倍に増加するなど、着実な処理が図れていると承知をいたしております。このほか、厚生労働大臣の指示も受けまして、下から2つ目の○でございますけれども、記録訂正の際に具体的に年金額がどのぐらい変更になるのかという年金見込額の試算、これを5月から始めたわけでございます。5月一月で6万6,795件ということで、金額もごらんのような金額が成果として上がっているということでございます。このほかいわゆる年金時効特例法に基づく支給については、今、一番下にご覧いただいているとおりということでございます。

以上が閣僚会議でご報告いたしました現在の進捗状況の総括ということでございます。こうした状況を踏まえまして、今後の道筋ということで、今後どういった方向で展開していくのかということ、閣僚会議でお決めいただいたわけでございます。1枚おめくりをいただきまして2ページ、A4の横長の図表のようなものがございます。『年金記録問題への対応の今後の道筋』の主なポイント」ということでございます。これのつくりは左から右に時系列になっておりまして、一番左がこれまでの取組、それから、当面の取組といたしまして20年度7月、それから、21年度というつくりになってございます。これまでの取組のところは、今ご紹介したような進捗状況になっておりますし、既に先生方へのご案内のとおりでございますので、むしろ真ん中の欄をご覧くださいますと、まず対策の主軸がこの真ん中あたりにございます1番『ねんきん特別便』の確実な実施及びフォローアップの徹底」ということでございます。

ここにつきましては、まずは受給者の方につきまして、一番上の○でございますけれども、未回答の方への「回答のお願い」の送付あるいは「フォローアップ照会」、「フォローアップ照会」と申しますのは従来「入念照会」と申しておりましたけれども、ちょっと日本語としておかしいのではないかというご指摘、あるいは、今回対象の拡大もありましたので、この際「フォローアップ照会」という形で改めさせていただいておりますが、この実施などを20年度中に徹底的に対応してしまおうという、めどのつけ方をさせていただいております。その下、加入者につきましては既に始まってございますけれども、事業主経由での特別便の送付、それから、既に送った名寄せ特別便の未回答の方への「回答のお願い」の送付、こういったものを着実に推進していきたいと思っております。

そういうことで、この右側の点線で囲った丸四角をご覧くださいますと、ここに1つの対策の方向なり、めどを示させていただいております。具体的に申し上げますと、受給者については基本的に全員の方から回答をいただくということを目指しまして、今年度中に集中的に取り組むを行うということ、それから、加入者の方々については、これはまだ10月まで送付の工程がございますので、その間できる限り多くの方から回答いただくということを目指すとともに、加入者については来年4月から「ねんきん定期便」が始まりますのでこうした取組に適切につなげていく、この2点を対策のめどとして、位置づけをさせていただいたというところでございます。真ん中にお戻りいただきまして、これを適切に対応するためにも、引き続き土日開庁の拡充、あるいは、市町村等々はじめとします相談体制のすそ野の拡大ということを、的確に実施をしたいと思っております。

それから、下の2つの○になりますけれども、今後、特に全員の方に特別便をお送りをいたしますので、いろいろな関係団体のご協力のもとで、幅広い回答を得る取組をしていく必要がございます。そういうことで、例えば高齢者のイベントへの参画ですとか、特別養護老人ホームへの巡回といったきめ細かな取組、あるいは、サラリーマンをはじめとするそれぞれの各層の特色に応じた回答の呼びかけ、こういったものをきめ細かに地域的に展開をしていきたいということ、位置づけさせていただいたというところでございます。

それから、2番目といたしまして、上の『「今後解明を進める記録」等の解明・統合の継続』というのが書いてございますけれども、これにつきましては、既にご紹介いたしましたように、3月の工程表で今年度中に実施をいたしますコンピュータ調査のいろいろな工程、これを具体的にお示しをしております。したがって、これを今年度中、集中的・計画的にまず実施をして、できる限りの解明を図っていきたいというところでございます。

その後どうなるかということをございますけれども、右側の21年度のところをご覧いただきますと、こうしたところでまだなお特定できない記録というのが、これはどうしても残らざるを得ないだろうと思っております。これの取扱いについては、なお慎重に検討していくということだと思っております。3月の工程表の中では例えば公示をする、あるいは、過去に勤務していた事業所、住んでおられた市町村、そういったところへ具体的な現地照会、調査といったものをするのかしないのかを含めて、検討していく必要があるだろうということを示しておりましたけれども、この6月末におきましてもそれを踏襲しまして、このあたりはなお慎重に検討していきたいということ、位置づけさせていただいたところをございます。

それから、下のほうにいきまして、今回の道筋で新たに打ち出しましたのが、3番「年金記録をいつでも簡便に確認できるための仕組みの整備」ということをございます。この年金記録問題の取組をやってまいりまして、非常に大きな教訓の1つといたしまして、国民の皆様がご自分の記録をいつでも簡便に、一覧で見ることができる仕組みというのはなかなか整っておらず、これを一刻も早く整える必要があるだろうということをございます。そのための取組を始めたいということをございます。具体的には一番左、これまでの取組にございますけれども、例えば現役加入者の方々には今IDパスワードということで、インターネットを通じてご自身の記録を具体的にご覧いただく仕組みは既にございます。これは残念ながら、今年金受給者の方々を対象になってございませんけれども、これを受給者の方々にまで拡大をするということ今年度中に実施をしたいと思っております。受給者の方々のご高齢の方も多いので、なかなかインターネットになじめない方もいらっしゃいますけれども、一応こういう仕組みをつくりますと、事務所の窓口、場合によってはこれから検討でございますが、その他の窓口を通じまして簡便にご自身の記録の確認ができるということもありますので、こうした拡大を図ってまいりたい、これが今年度の当面の措置でございます。

その上で、21年度以降でございますけれども、まずは何をおきましても4月から「ねんきん定期便」が開始をされます。これにいわゆる標準報酬の記録、国民年金の納付記録も含めまして、すべての記録をそれぞれのお誕生月にお送りをするということが始まってまいります。この際、特別便で上のほうの点線の四角とリンクしておりますけれども、定期便の取組につなげていくという具体的な表れといたしまして、特別便で未回答の方などにつきましましては、この定期便を利用してさらにお勧めをしていき、回答の勧奨をするとい

うことも考えられるということでございます。そのほか社会保障カードの検討でございますとか、後ほど資料3以降でご説明申し上げますけれども、今回新たに出しました紙台帳とコンピュータ記録の突合せ、これは厚生年金の2万件のサンプル調査をやってみました結果で、1つは紙そのものが非常に劣化をしていて、このまま保全措置を講じないと、国民の大事な記録というものがぼろぼろになってしまう可能性があるということ、それから、紙記録あるいはマイクロフィルムの保管状況そのものが、必ずしも国民の目線に立った保管状況になっていないということもございまして、これを一覧で検索できる紙台帳の画像データ検索システムを構築をしたいと考えたわけでございます。具体的には後ほどまたご説明させていただきます。

そういったことを踏まえまして、次、4番でございますけれども、「コンピュータ記録と紙台帳との突合せの計画的・効率的実施」ということで、ご案内のように国民年金の特殊台帳につきまして20年度中にやるということで、現在進行形で突合せを実施してございます。その上で、先ほど申し上げました厚生年金の6.8億件、あるいは、市町村の国民年金名簿の1.4億件といったものにつきまして、どういうふうの実施をしていくかということで、これは21年度以降のところでございますように、まず、先ほどご紹介した画像データ検索システムの構築をしっかりとやった上で、2年間を集中受付期間として徹底的にこれをまずやってみる。その状況を踏まえまして、残りの部分についてさらに計画的な実施をしていくという、要は段階実施の枠組みをお示しをさせていただいたということでございます。これも後ほど詳しくご説明をさせていただきます。

このほかこの道筋の中では、下から2つ目でございますように、従来から懸案になっております「標準報酬等の遡及訂正事案への対応」、これにつきましては第三者委員会のあっせん事案等の調査、これを的確かつ迅速にまず進めてまいりたいということを位置づけさせていただいております。そのほか第三者委員会の案件処理の促進等々につきましても、ご案内のとおりでございますが、位置づけをさせていただいたということでございます。ちょっと長くなりましたが、これが6月27日の閣僚会議でお決めいただいた今後当面の道筋のポイントでございます。

次の3ページにつきましては、先ほど特別便につきましてご説明をしたものを、受給者、加入者、名寄せ特別便、全員特別便ということで、それぞれ砕いてお示しをしたもので、対応は先ほどご説明したとおりでございますので、ご覧おきいただきたいと思っております。

それから、4ページでございますけれども、特に今後全員便を対象といたしまして、記録をきちんと確認いただくためのきめ細やかな地域展開が必要だということで、受給者・加入者の皆さんを中心に置いて、ご覧のような関係機関、すべて想定し得るものがフォーメーションを組んで、きめ細やかな地域展開を進めていくということを図示したものでございます。これもご覧おきいただければと思っております。

5ページに、紙台帳とコンピュータ記録の突合せでございますけれども、これは後ほど資料3のほうでご説明申し上げますので、ここでは割愛をさせていただきたいと思っております。また、6ページは以上の流れをカレンダー、工程的に書いたものでございます。これもまたご覧おきいただければと思っております。

9ページ以降は、今ポイントをご説明いたしましたものの概要なり、本体のドラフトでございます。これも詳細にわたりますので、またここでは割愛をさせていただきたく存じます。

そのほか、参考資料ということでつけさせていただきました。これは基本的には今の進捗状況でポイントをご説明したのものについての、細かな具体的な基礎資料でございます。この中で、いろんな資料を入れてございますけれども、1点だけコメントをさせていただくといたしますと、最後の項目でございます。15ページからになりますけれども、「厚生労働省特別チーム室の報告」というものがございます。これは既に一部ご案内のように、厚生労働大臣の直属で特別チーム室というものが設けられまして、記録問題の取組なり、私どもがやっております事務の実施状況につきまして、かなり克明にいろいろと調査をしていただきました。その上で必要な改善点について、忌憚のないこういうご指摘をいただいたわけございまして、その報告の要点をまとめたものが15ページから19ページまでということでございます。詳細は省かせていただきますけれども、このいずれのご指摘についても私どもきちんと踏まえまして必要な改善なり、また推進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

資料1と2、簡単でございますけれども、以上でございます。

続きまして、資料3でございます。先ほど残っておりました紙台帳とコンピュータ記録との突合せということで、これが7月5日の政府与党の取りまとめで残っておりました大きな項目の1つでございます。それにつきましては、先ほどご紹介いたしましたように、サンプル調査を実施しているわけでございますけれども、2枚おめくりをいただきまして1ページでございます。ここに今回打ち出ささせていただいたポイントの全容をまとめさせ

ていただいております。左上でありますけれども、ご案内のように紙記録が、①、②、③と3分類ございまして、①がいわゆる国民年金の複雑な納付記録でございます特殊台帳、これが約3,300万件ございます。これについては、既にご案内のとおり、今年度にもう突合せを実施している、現在進行中ということでございます。残っておりますのが②の市町村が国民年金の保険料を徴収しておりました時代の、控えの帳簿であります被保険者名簿、これは1.4億件ございます。それから、一番大きなものが③で6.8億件ございますけれども、厚生年金の被保険者名簿・原票というものでございます。この③のものにつきまして、特に7月5日の取りまとめの中では、効率的・計画的な実施を進めるためにまずサンプル調査をやる、その結果を踏まえて取組を決めていくということ、位置づけていただいております。

私どもはサンプル調査を実施したわけでございますけれども、下の2番でございますが、サンプル調査の結果、不一致の状況を含め幾つかのことが明らかになっております。まず不一致の状況でございますけれども、①にございますように、紙台帳とオンライン記録の不一致が1.4%ございました。この点につきまして、2枚おめくりをいただきまして3ページでございます。3ページの3番が端的に申し上げて結論でございますけれども、対象サンプル1万9,979件のうち、名簿・原票の記録とオンライン上の記録が一致しなかったものが277件(1.4%)ございました。この内訳でありますけれども、年金額の算出に直接の影響があり得るものと、それ以外のものと分けさせていただきまして、それ以外でいきますと一番右側にございます氏名・性別・生年月日が一部異なっているというもの、これが18件(0.1%)ございました。これらについては払出簿等の補正によって、補正が可能だろうと思っております。

それ以外の1.3%部分でございますけれども、年金額に直接影響があるもの、これは2つございまして、1つは48件というものでございますが、オンライン上に対象者の方のデータはあるわけでございますけれども、その方のデータのうち今回サンプル対象になりました名簿・原票の部分の紙記録、これに相当するものは入力をされていなかった、いわゆる入力漏れでございます。これが48件(0.2%)でございます。それから、もう一つが、入力はされておりましたけれども、その記録の中身の一部が食い違っていたもの、具体的には取得・喪失の年月日でございますとか、あるいは、標準報酬に関する記録の一部が異なっていたもの、これが215件(1.1%)あったということでございます。

これらのさらに具体的な状況でございますが、1枚おめくりいただきまして4ページに

なります。まず年齢区分別の状況でございますけれども、ご覧いただいたらわかりますように、お年の方ほどこの不一致の率が大きくなっているということでございます。この中には当然既にお亡くなりになっている方の記録もあると承知をしておりますけれども、ご覧のような状況でございます。一方で、右側の表ですけれども、記録そのものの年代別に並べてみたものがこの表でございます。ご覧いただきますと、やはり昭和30年代の前半あるいはそのちょっと前あたりに1つの山があります。これは記録管理の変遷と照らし合わせてみますと、この時期にいろいろな移しかえ作業をやっておりましたので、1つ類推されることといたしましては、そのあたりはやはり、いわゆる転記ミスのようなものが多かったのではないだろうかということでございます。それから、ご参考までにもう1枚おめくりいただくと、都道府県別の状況がございます。これは幾つかの都道府県では不一致0というのもございましたけれども、あったからといってその都道府県の台帳を、突合せしなくていいということにはならないと思っておりますので、この地域別状況については特段の特筆すべき特徴というものはないのかなと思っております。

サンプル調査の状況につきましては、1.4%ははじめ以上のような状況でございましたけれども、また1ページ目にお戻りいただきまして、このサンプル調査、いわば突合せの作業を実際にやってみたということになるわけですが、その結果、ほかに2つの点がわかってきたわけでございます。まず②でありますけれども、厚生年金の台帳自体は非常にデータ量が多くて、それから、オンラインのデータのつくり方自体が国民年金と違っているという面もございます。端的に申し上げますと、国民年金の場合、紙とオンラインの記録を並べてみますと、ある意味、端的に間違いかどうかというのは一目瞭然でわかる分もございますけれども、厚生年金の場合はやってみましたところ、必ずしもぱっと見ただけでこれは紙が合っていて、オンラインが間違っているというのが一目瞭然でわかるというものではありませんでした。具体的に言いますと、そのほかのいろいろな各種関係資料を参考にしたり、あるいは、場合によったらご本人に確認をするような手順を経て、やっとな紙が正しく、オンラインが間違っているケースはこれだというのがわかる、そういったちょっと手間のかかる作業だというのがわかった、これが②でございます。

それから、もう一つ③でございますけれども、紙台帳の保管の仕方でありまして、それぞれその方の勤めていた事業所を所管する事務所、あるいは、住んでおられた市町村がこれを保管しておりますので、端的に申しますと、転職あるいは転居を繰り返された方ですと、極端に申し上げれば、もう全国に自分の台帳をそれぞれ置いてずっと来ていると

いう状況でございます。そうしますと、1人の方の台帳を集めるだけで、これはかなりの作業になるということがわかったわけでございます。そうしてみますと、今のまま単純に突合せを進めると、これは非常に非効率で手間と時間がかかるということが、今さらながらわかってきたということでございます。このほか、右下の④でございますように、先ほども触れさせていただきましたが、非常に古い紙記録が多くて、このまま保全措置を講じませんと記録そのものが劣化するおそれがあります。こんなことを総合的に考えまして、私ども突合せ作業に入る前に、まずはきちんとした基盤整備が必要であろうという結論に至ったわけでございます。ここに書いてございます「効率的な記録検索を可能とするシステムの整備」ということでありまして、具体的に申しますと、右側の上の作業スケジュールの21年度のところでございますけれども、紙台帳の「電子画像データ検索システム」というものを整備をしたいということでございます。

これはちょっとイメージをお持ちいただくために、お手元の資料の6ページをご覧くださいと思います。この6ページの図でございますけれども、一番右側の列「紙台帳・マイクロフィルム等」と書いてございますのが、現在の紙台帳あるいはマイクロフィルムの保管状態でございます。先ほど申し上げましたように、例えばこの山田太郎さんというお一人の方がいらして、この方が転職なり転居というものを何回か経験されたということになりますと、それぞれの事業所所管事務所ごとにA・Bということの名簿を分けて保管しております。それから、例えば転職の合間に国民年金にお入りになった、あるいは、退職後国民年金ということになりますと、国民年金の特殊台帳、市町村の国民年金名簿ということで、極端に申し上げれば全国各地にいろんな名簿が、1人の方のものが散らばっているという状況でございます。

これをこのままにいたしますと、紙ですから劣化します。それから、1つに集めるとしても非常に手間がかかるわけございまして、これを具体的に効率化する手段としまして、真ん中の列にございますように画像ファイル化をいたしまして、これを1つのコンピュータのサーバーに電子画像として保管してしまうということでございます。その際に手帳番号をデジタルで入力をするというのが、楕円で囲んである部分でございます。こうすることによりまして、この手帳番号は今や基礎年金番号で1人の方の分、全部ひもづけがなされておりますので、もう一つ検索システムを開発いたしますと、基礎年金番号を打ち込んだだけで、この山田太郎さんという方の全紙データが、コンピュータ画面上にぱっと出てくる、これが一番左の状況でございます。極端に申しますと、3週間とか1か月かかるも

のを、せいぜい数分で打ち込むこと出るようになる。こういった基盤整備をすることによりまして、大事な記録の保管と、それから、検索の手間、効率化というものが、かなり抜本的に図られるのではないかと考えていただければと思います。

そこで1ページにお戻りいただきまして、そうしたいいわゆる基盤整備をできるだけ早く進めようということで、21年度、これを実現をし、これによって効率的な突合せ、それから、国民ご自身が自分の紙台帳の記録をいつでも簡便に確認できる仕組みができ、それから、記録を将来にわたって永久保存できるということでございます。そうした基盤整備を行った上で、膨大な件数をどういう手順で進めるかということでございます。私ども段取りなり優先順位のつけ方といたしまして、まずは2年間ととにかくご不安を持っている方、あるいは、自分の記録を調べてほしいという方に徹底的にお申出をいただいて、これを完全に進めてしまおうということでございます。やはり自分の記録の状況と申しますか、どういう不安があるかというのを一番ご存じなのは、当然でありますけれども、ご本人でありますので、まずそういう方々に徹底的にお申出をいただき、2年間でこれをやり切ってしまうと、その際の状況を踏まえまして、残りの部分について計画的にまた実施をしていきたい、こういう手順を踏みたいと思っているわけでございます。

以上が私どもの紙台帳とコンピュータの突合せの作業設計でございます。こういった作業設計をまた議論していただきますときに、国会でも既にご指摘でございますけれども、これに係る人・物・金というものを出して、比較をできるようにすべきだという議論がございました。そこでお手元の7ページでございます。この突合せの手法につきまして幾つか考えられるものを比較対照したものでございます。一番左の欄「作業方針」というのが、今私どもが説明した閣僚会議で決定をしていただいた方針でございます。具体的に①で基盤整備をし、続く2年度間で徹底的にお申出を受けてやる、さらにその状況を踏まえて、残りについて計画的に実施をするということで、したがって、基盤整備は「有」、申出も「有」ということで、受給者全件については「状況を踏まえ計画的に実施」をしていくということ、段階実施の案だにご理解いただければと思います。

それで加入者についてはどうかということでございますけれども、加入者につきましては電子画像のデータ検索システムをつくることによりまして、今後、裁定請求時にその方の全記録を完璧に一応確認することができるようになりますので、これはやはり裁定請求時に実施をしていくということで、ご理解を得られるのではないかと考えてところでございます。そういう案につきまして、体制と作業の経費をご覧いただきますと、

集中受付期間の2年間分で2,500人から3,100人の、いわゆる非常勤・アルバイト職員が必要になります。作業の経費につきましても140億円から180億円ぐらいかかるであろうというのが、先ほどの方針の状況でございます。

これと比較対照するために、幾つかのパターンをつくったわけですが、「参考」とありますところの一番左側につきましては、これは一番安直な考え方でありまして、とにかく基盤整備をしないで、今後2年間に不安の方に手を挙げていただき、その方だけやりましょうという案でございます。したがって、受給者全件のところが一部となっているのはそういう考え方でございます。この案でいきますと体制のところ、これ基盤整備をいたしておりませんので、かえって効率化は進みません。4,400人かかると。経費につきましても同じように260億円かかると考えてございます。

それから、真ん中の欄でございますけれども、これは基盤整備をした上で、受給者全件について5年間でやってしまうということでございます。これは作業方針でご説明したものの違いは、作業方針は受給者全件についてのやり方、優先順位、手順を一応考えたわけでございますけれども、真ん中の案は手順も考えずに、とにかく端から全部5年間やっていくとしたらどうなるかということでございます。これでいきますと体制が6,700人から8,400人、経費1,100から1,300億円ということでございます。

さらに一番右の欄でございますけれども、これは先ほど申しました加入者、左の3つの案につきましては、加入者は裁定請求時ということを申し上げましたけれども、この加入者も含めてとにかく一時にやっつけようというのが一番右の案でございます。これも基盤整備をやるかやらないかによって、かなり人員・経費分かりますけれども、基盤整備を仮にやらないといたしますと、毎年1万人超を10年間雇って、総経費3,300億円ぐらいかかるのではないだろうかということです。これ基盤整備をすれば一定の効率化は図られますので、それでもしかし6、7千人を10年間雇って、全体で2,000億超かかるということでございます。

こういった比較をいたしまして、あとは手順をどう考えるかということも踏まえまして、いろいろな比較考量の議論をしていただき、その上で政府与党として、今回決めましたのがこの「作業方針」の案であるということでございます。

多少長くなって恐縮でございますけれども、資料3まで以上でございます。

【中野所長】 それでは、説明が続いて恐縮でございますが、資料4を説明させていただきます。

資料4の表紙ともう1枚おめくりいただいて、1ページをご覧いただきたいと思います。昭和31年以前の旧国鉄共済組合員の期間を有する方の「ねんきん特別便」の出力方法、出力条件についてということで資料をつくらせていただきました。ちょっと共済制度に係るものでございますので、若干経緯を含めてご説明をさせていただきますが、日本の年金制度は官吏を対象にした恩給制度、その後に準公務員を対象にしました共済年金制度、そして一般労働者に対する厚生年金制度、大きく3つの流れで発展をしてきたわけですが、旧国鉄共済の年金につきましては、これらすべてにかかわりを持っているわけでございます。

それでこの1ページ目の上段のほうをご覧いただきたいのですけれども、旧国鉄共済につきましては旧運輸省の現業鉄道部門として組織が存在しておりましたときには、官吏として恩給の対象であった方と、それから、共済組合に加入している方、そういう2種類の方がおられたわけですが、昭和31年7月に公共企業体職員等共済組合法という法律ができて、その恩給と共済年金が統合されました。その際、この上の図のような状態が生じたわけでございます。その31年7月以前に恩給の期間を持っておられた方については、恩給期間という区分をした形で記録の管理がされ、31年7月以降は新たな共済組合制度に基づく記録として、右のほうへ向かって記録の管理がされたということでございます。この方が共済年金の受給を始められますと、括弧でくくって表示をしておりますが、この網かけ部分のような形で年金額を計算して、共済年金の支給が行われてきたわけでございます。

それで、その後、この1ページの1の柱書きのところに書いてございますが、平成9年4月に旧国鉄共済は厚生年金と統合されました。その際、既に共済年金を受給されて受給権を持っておられた方につきましては、引き続き共済年金として社会保険庁が肩がわりをして、支給を続けるということになりました。そしてそれ以外の方につきましては、下になるわけですが、統合以後に裁定をされました方につきましては、厚生年金として下の図の網かけ部分の年金の給付が行われるということになりました。ちなみに白抜きの部分でございますが、これは同じく旧国鉄共済に加入をしてこられた方でも、統合日の前後で不公平が生じないように、白抜きの部分は存続組合が特例年金として支給する、そういう制度が設けられていたわけでございます。

そういう歴史的経過がございまして、2ページ目をご覧いただきたいのですが、記録の管理方法が対象となる方によって少し違ってきております。2ページ目の2の(1)でご

ございますが、被保険者、現役の方につきましては、昭和31年7月以降の部分については、資格取得日・資格喪失日という形で、いつからいつまで加入をしていたかを、厚生年金と同等の記録の管理をしております。これは共済組合から引き継いだ記録を私どもで管理をしているということでございます。年金受給者の場合は2つに分かれます。(2)の①に書いておりますが、受けている年金が共済年金の場合は、31年7月よりも前の期間については恩給期間あるいは旧長期期間として、その期間の長さのみを月数として、共済組合から引き継ぎまして管理をしております。31年7月以降につきましては、厚生年金と同等のような記録として引き継ぎ、管理をしているという状況でございます。②でございますが、受けている年金が厚生年金の場合、つまり平成9年以降に裁定を受けて、厚生年金を受給されている方の場合は、これは裁定時に共済組合に、「年金加入期間確認通知書」というものを、再確認のための文書として発行してもらいまして、それに記載されていた記録を年金の計算の基礎となる記録として、管理をしているという状況になっております。

結果としまして3に書いておりますが、被保険者の場合は31年7月以降の記録は、資格取得日・資格喪失日というものが印字をされる形で出力をされます。受給者の場合で共済年金を受給している方については、31年7月以前の期間は月数のみが備考欄に印字をされ、31年7月以降の期間は加入記録欄に出力されます。厚生年金受給者の方は加入期間欄に厚生年金と同等の期間の表示がされます。

次のページをご覧いただきたいのですが、例示として共済年金を受給している方の場合は、加入記録欄に加入制度厚生年金としましていつからという形で、資格取得年月日31年7月1日といったような形で表示はされます。それに加えて⑭、下の部分ですが、恩給期間が何月分ありますということが表示をされるということでございます。それで恩給期間が表示される方とされない方があるわけでございますが、それは受けておられる年金の種類によりまして、こういう違いが出てきているということでございます。これは事務所のウインドウマシンで確認をいたしましても、この恩給期間につきましてはどのぐらいの長さの期間かという、月数の表示が画面上出てまいりますので、ご相談があればお伝えしているということでございます。以上が1点目でございます。

2点目、最後になりますが、ご報告でございます。6月23日及び25日に「ねんきん特別便」、これは加入者の方に対する「ねんきん特別便」として、発送を開始をさせていただいたものでございますが、この出力に一部誤りがあるということが判明をいたしました。原因でございますが、印刷の委託をいたしました業者のうち1社の印刷処理時の編集誤り

がございまして、こういうことが発生いたしました。背景事情といたしましては、6月14日に岩手・宮城内陸地震がございまして、それ以前に作成をしておりましたプログラムが消えてしまったということで、再作成をしたというわけですが、その際に正確なものがつくられなかったということでございます。6月27日に印刷業者から、私どもの業務センターの担当者に対して、ちょっとおかしい点があるので国民年金の欄の出力の仕様について確認をしたいという連絡がありまして、よく話を聞きその原因等の究明を行いましたところ、このようなことだということがわかりました。1,857件そういった誤りがあるということが確認できましたので、それにつきましては対応のところに記載をいたしました。おわびをし、正しいものをお届けをするという措置を講じたわけでございます。

私ども入札業者を決定する際に、こちらからサンプルデータを渡しまして、その出力がきちんとできるかどうかチェックをいたしました。この業者についてもチェックをいたしましたが、そのプログラムがこういった事情で破損をしまして再作成され、それで印刷が行われたものですから、間違ったものがつくられたということでございます。今後はいったん作成したプログラムについて変更等を加えた場合については、必ず私どもに確認をさせるように徹底をしていきたいと思っております。以上でございます。

【葛西委員長】 それでは、あとは質疑応答に入りたいと思っておりますので、どうぞご自由にご発言をお願いします。

【村岡委員】 まず1点目はお願いなのですが、毎回、毎回、数字を報告していただきますよね。あれグラフか何かになっていると傾向がよくわかるので、グラフか何かも入れていただくと、非常にわかりやすいんじゃないかと思っております。

それから、先ほどの紙台帳の「電子画像データ検索システム」の話で、あれの経費というのは、実際に窓口に来る方に対応の人件費だけ計算してあると理解したんですが、そもそのデータを例えば画像処理装置か何かに読み込んだりとか、システムの構築の費用というのは、入っているんですか。

【鈴木企画課長】 入れてございます。

【村岡委員】 入っていますか？

【鈴木企画課長】 ただし、画像データ検索システムの21年度からやりたいと申し上げた部分、この部分はちょっと精査しておりますので、その分は除いておりますが、それ以外の突き合わせ作業については、物件費、人件費、全部込みの経費でございます。

【村岡委員】 一番コストパフォーマンスがいいというご提案については、そのシステム構築の経費も、それから、データを入力する経費も全部入っているという理解でよろしいのですか。

【鈴木企画課長】 そこは、入ってございません。

【村岡委員】 入ってないわけですね。

【鈴木企画課長】 はい。

【村岡委員】 そうすると、その数字いかんによっては、あの比較表がらっと変わる可能性はないんですか。

【鈴木企画課長】 実は関係閣僚会議等でもそういうご議論ございまして、私ども、今、作業の途中でございますので、ちょっとそれをお示しできませんでした。大変申しわけなかったんですけども、例えば先ほどの表の7ページの経費のところ、これ比較対照の意味でつくったわけでございますが、単純な話、作業方針の欄と、それから、そのすぐ次の右の欄を比べますと、これは140億円から180億円、260億円ということで、これ必ずしも作業方針のほうが安いからいいということではなくて、今、先生のご指摘のように、ここにさらに基盤整備に要する経費を足すわけでございます。この足すのが何百億円もかかると、それはまた違うんじゃないかということになりますけれども、私どもそんなに何百億円もかかるような話ではないだろうと思っております。しからば、幾らかということについては、もうちょっとお時間をいただいて、お示しできるようにしたいと思います。

【村岡委員】 今、精査していらっしゃるということですが、ぎりぎりの費用でやっていただかないといけないと思うので、よろしくをお願いします。

【鈴木企画課長】 はい。

【岩瀬委員】 資料2の2ページ目に示されています、インターネットによる年金記録照会サービスを、受給者まで拡大するということについて、ちょっとお聞きしたいんですが、これは単純にここでも示されています年金記録のお知らせを、加入者だけではなくて受給者でも検索できるようにするという、またはこれを使うということよろしいわけですか。

【鈴木企画課長】 はい、今、まさに加入者の分を受給者にとということです。

【岩瀬委員】 これはやっぱりなかなかある程度知識がないと、読み切れないと思うんですけども、皆さんはご専門家なのでわかると思いますが、一般の人はこれを見てなか

なかわからないと思うんですね。これをもう少し工夫して何の知識のない人でも、せっかくこういう形をやるのであればわかりやすく、例えば国家公務員共済の記録の打ち出し方なんかだと、きちんとした計算式になって打ち出されていると思うんですけども、そういう方向で検討していただくことはできないのでしょうか。

【中野所長】 私ども、現在、被保険者の方にサービス提供しております。基本的にはその現在つくっておりますプログラムを使いまして、それに受給者のデータを追加する形で、サービスの提供をさせていただこうと思っております。そういう意味で、今年度中にできるだけ早く取組をしたいと考えておりますので、その後、それを踏まえた上で、よりわかりやすい画面をどうつくっていくかということについては、検討課題として受けとめさせていただきたいと思います。

【磯村委員】 3つばかり、確認なんですがわかる範囲で結構です。まず第1が、資料2の5ページ、「紙台帳（マイクロフィルムを含む）とコンピュータ記録との突合せ」、この資料のグリーンの左上の部分に「サンプル調査の結果等を踏まえて取り組む」ということに関連して、新聞等を見ますとこの③の「厚生年金の被保険者名簿・原票6.8億件」の中の4億件を対象に、サンプル調査2万件をなされたと書いてありますが、この6.8億件の中の4億件の中から、2万件をお選びになったということによろしいんですか。

【鈴木企画課長】 はい、そうです。

【磯村委員】 その6.8億件と4億件の関係は、何か仕切りがあるのでしょうか。

【鈴木企画課長】 6.8億件のうち4億件以外、すなわち2.8億件は紙の記録でございまして。

【磯村委員】 マイクロフィルムでないということですか。

【鈴木企画課長】 それと同じものがマイクロフィルムに入っている、ダブっている部分でございます。

【磯村委員】 では、6.8億件のうちの4億件は全部マイクロフィルムであると。

【鈴木企画課長】 はい、そうです。

【磯村委員】 マイクロフィルムでないものはサンプルの対象になっていないのですか。

【鈴木企画課長】 はい、ダブりますので。

【磯村委員】 ということは、紙のみの部分の2.8億件はサンプルの対象になっていないということですね。

【鈴木企画課長】 はい。

【磯村委員】 わかりました。それから、その次、それに関連いたしまして、資料3の6ページ「電子画像データ検索システムのイメージ」とありまして、この図のいろんなところに保管されている記録は、先ほどのこちらの資料2のほうの5ページの①、②、③、全部が対象になるのでしょうか。

【鈴木企画課長】 今、私ども想定していますのは、特殊台帳は除いております。

【磯村委員】 このイメージ図のほうには厚生年金被保険者名簿、国民年金特殊台帳、市町村と書いてありますが。

【中野所長】 特殊台帳については既に既存のものがございますけれども、それを活用した形でそれを統合して、この新しい電子画像検索システムをつくり上げたいと思っております。最終的には特殊台帳につきましても検索し、見ることができるようにすることにしております。

【磯村委員】 そうすると、特殊台帳のこちらの資料2の5ページでは、①国民年金の特殊台帳3,300万件は「20年度中に突合せ実施」と書いてありますね。この突合せという作業と、この画像検索システムに取り込むというのはダブるわけですか。

【中野所長】 作業としては別個の作業としてそれぞれ行います。既に突合せ作業は進めておりますが、今度それを1つの基礎年金番号につながった年金番号という形で、一覧性のある形で見ることができる画像データ検索システムを別個の作業として進めようというわけです。

【磯村委員】 そうすると、これまでなさってこられたこの20年度中の突合せという作業の中身は何でしょう。実はこちらの画像検索システムでも、少なくとも年金手帳番号をキーに突合せはできるわけですね。

【鈴木企画課長】 今の理解の範囲内で申し上げますと、一番きれいに全部整合的に物事を始めるといたしますと、実は去年の7月5日にプログラム決めた時点で、こういったまさにシステムの必要性がわかっているならば、まずこれからやって、それで特殊台帳、市町村とやっていけばよかったんですけども、7月5日の時点ではまず特殊台帳はもう20年度にやるのだとまず決めて、残りのものについてサンプル調査をしてということになりましたので、この特殊台帳の部分はある意味かぶる部分が出てまいるわけですけども、これはもう決まったことですから、20年度まず特殊台帳の突合せは、突合せとしてやらせていただきたいと思っております。

【磯村委員】 そうすると、全く無駄とは言いませんけれども、かなり無駄になる部分

は出てきますよね。

【鈴木企画課長】 これができ上がってしまえば、もっと効率的だったねというご批判は、これはやむを得ない批判としてあると思います。

【磯村委員】 わかりました。それから、3つ目に、こういうシステムで基礎年金番号をキーに検索なさる際に、申し入れを受ける、受けないという区分が、この資料3の7ページに入っています。申出を受けるというのは具体的にどんな形で受けるのでしょうか。ちょっと例を挙げてご説明いただけるとわかりやすい。これは非常に大事なところだろうと思うんですが。

【鈴木企画課長】 具体的な事務の設計はこれからでございますので、そういう前提で申し上げますと、まさに申出でありますので、事務所に申し出ていただく、あるいは、その申し出ていただく手段は郵送とか、お電話とか、直接ご来訪いただくのもありましようし、いろんなケースがあると思います。

【磯村委員】 申出人としては、自分の記録はおかしいよと思った人などですか。

【鈴木企画課長】 はい、私のを調べてほしいという方はもう一切拒まず全部お受けをしようという考え方です。

【磯村委員】 その段階ではこの画像検索システムというのはまだできてないわけですよね。

【鈴木企画課長】 まず基本的にはこれをつくってしまって申出をお受けするんですが、ただ、つくっている間に申し出た方は待てと言うかという待ちません。それはお時間をいただきますということを説明しながらですけれども、お申し出の方について一応お受けをすると。

【磯村委員】 そうすると、例えばこの表の真ん中の参考のところの一番左側、基盤整備の実施「無」で申出の「有」というのがありますね。

【鈴木企画課長】 これはまさに、今、先生おっしゃったように基盤整備いたしませんので、直ちに再来年度から手を挙げていただいて、非常に原始的な方法であちこちから台帳集めて、時間かけて確認させていただくという案です。

【磯村委員】 そのやり方のほうがお金がかかるということですね。

【鈴木企画課長】 はい。

【磯村委員】 作業方針でお示しになった一番左側は、最初に少なくとも資料3の6ページにかいてあるような、基礎年金番号をキーワードにした画像処理を全部やるわけです。

ね。

【鈴木企画課長】 はい。

【磯村委員】 そうすると、これ対象件数は8.5億件になるんですか。

【鈴木企画課長】 はい。

【磯村委員】 そうですか。その中にはこの資料2の5ページのグリーンのほうの①、②も一応入るわけですね。

【鈴木企画課長】 入ります。

【磯村委員】 わかりました、

【村岡委員】 1点よろしいですか。今のご質問に多少関連するんですけれども、結局、これを拝見しますと資格の取得年月日が違っているとかいう話は、「ねんきん特別便」とかなんかで当然おわかりになるわけですよ。わからないのは何かというと、標準報酬の月額が違っている場合。他方、これを拝見しますとほとんどの方は60歳以上、私はたまたまそこに入るんですが、これ制度設計として標準報酬月額が違っていますよということを、私はどうやって証明すればいいんでしょうか。私は昔の家計簿なり何なり持っているかと聞かれ、「済みません、国と違うのでこれは全然ありません。私はどうやって信じていただけるんでしょうか」という場合もあると思いますが、この制度設計としてどうお考えになっているんですか。

【鈴木企画課長】 今ご指摘いただきましたのは実は加入者にもある話でございまして、私どもがコンピュータで持っております、あるいは、紙で持っています標準報酬のデータが、本当にそれで正しかったのかというのは、これは給与明細か何かを本当に完全にとっておられる方でありましたら、それを参考にさせていただくことができます。けれども、当然そういう方はむしろ少ないわけで、そうしますと、結局のところ、例えばご自分の標準報酬のデータが正しかったかどうかというのを、お知りになりたいということになりますと、先ほど申し上げましたIDパスワードで調べていただく、あるいは、照会で調べてつまり私どもが持っているデータを見ていただく。そこで例えば不自然に自分の昇給の履歴と違って下がっているとか、これはおかしいということになるわけで、そういった点にお気づきいただくということ以外にないのではないのかなと、そこはある意味で世の中に残っている証拠物の限界といたしますか、どうしてもそういう面はあるかなと思っております。

【村岡委員】 難しい問題だとは思いますが、制度設計を最初にやっておかな

いと、いよいよ確認する段階になったときに「持ってくるのはあなたの責任ですよ」と言われても持ってこられないですし、大体私は昇給の云々なんて、そんなのも覚えていませんし、ですから、それはあらかじめもう今の段階から、どういうふうにやりとりをやるのかとかいうことは、お考えになっておかないと、いざシステムをつくって「さあ、いらっしやい」と言ってから、大混乱になってもしょうがないのではないかと思うので、ぜひそれはあらかじめ十分にお考えになっておくべきだと思いますが。

【磯村委員】 今のご質問に関連してなんですが、昔の標準報酬がわからない、これは社会保険庁もわからないしこっちもわからない、そっちも証明のしようがないしこっちも証明する証拠がない。そういうケースについて、例えば昭和30年代にどこそこの事業所に勤めておった、その会社の人員規模は15人で業種はこういう業種であった。しかし、標準報酬がどうも半分ぐらいになっているような気がするといったときに、社会保険庁のほうでは「いや、違います」とも言えないし、うちの記録はこれだけしかありませんということしか言えないわけですね。

そこで1つの救済措置としまして、昭和30年代の従業員の人数規模がこれくらいで、業種がこれだけだったら、大体見当としてそのときの平均標準報酬額はこれくらいだよという目安を、そちらが参考資料としてご準備なさっておいて、「いや、あなたは大体この範囲に入りますから、そうおかしくはないではありませんか」とか、「いや、これは随分離れていますね、違いますね」というものを何か準備しておかないと、お互いに困るのではないかなという気がいたします。

【鈴木企画課長】 なかなか難しい問題だなと思ってしまして、標準的なパターンみたいなものは、おっしゃるようなあるのかもしれませんが。ただ、個々の方が本当にそこから外れていたからといって間違いかということ、その企業の中で非常に低い給与になったのかもしれない、あるいは、その月そうだったのかもしれないということで、なかなかすっきりした答えというのは難しいなと思っております。

【磯村委員】 しかし、一けたも違っているような場合は明らかに判断できるのでは。

【鈴木企画課長】 先ほど申し上げたように、ほかの従業員に比べて不自然に下がっているとか、そういうものは発見できると思いますが、そういうのは蓋然性に基づいて正しくしていくということかなと思います。

【石井運営部長】 少し1点補足させていただきますと、企業規模にもよりますし、それから、お申し立てをいただいた方が例えば同じ時期に、同僚、同期ということに入った

方、これがどのくらいおられるか、また、その人たちの給与のカーブ、これはどういうような動き方になっていたか、そこら辺をきちんと見ながらということになりますけれども、あくまでもこれは類推の手段にすぎないのかもしれませんが、その方の給与の動きというのが、記録として残っているのが正しいかどうかを、一応、おおよそ判断する方法としては、まさに同期ということが入った方々の給与、これが標準報酬上どういうふうな動き方をしているのかということを見ると。大体日本の賃金カーブの運用の仕方からみると、そういう動きと大きく外れるということはないという推定は、多分できるのだろうと思うんですね。1つの要するに推定の方法ということになりますけれども、ちょっと補足的に申し上げます。

【住田委員】 2点ございまして、1点は、今回のコンピュータ記録と、これまでの紙の名簿との突合せの件についてです。作業方針としては申出のあったものだけを、2年間やるという条件下の数字をお出しになったんですが、年金分割制度等が始まりまして、どんな様の年金はどのくらいかということを気にしておられる方が、多数いらっしゃると思います。通常の中で実施できるんだろうとの予想でしょうが、こういう制度があるということが浸透すれば、たくさんの方が押しかけるということもありますので、あまり甘い見通しをもたれないほうがよろしいのではないかなというのが1つです。

それから、2つ目は、フォローアップ照会の件です。今後、きめ細やかな地域展開としていろんな動きがあるということ、これ自体は歓迎すべきだと思うんですが、実は弁護士として気になるのは、既に悪い人たちがたくさんおりまして、こういう動きが始まった途端に還付金詐欺が始まっているのです。本当に誘導に乗りやすい年齢の方が多いと思いますので、そのときに暗証番号は聞きませんなどの、きめ細かな説明をしておいていただきませんと、この方々をターゲットにした被害が広がるということを1つ心配しております。

それから、もう一つは、高齢者がたくさんいらっしゃるような施設に訪問されるということになりますと、皆さんがというわけではなくて、非常にごくごく一部のことで、お世話をする人の中には、年金などに対して横領などの事件がありうるのです。もしそういうところを訪問されるときには、簡単に資料を出しくださらない、渋っていると、怪しげな雰囲気があったときには、できれば性善説に立たないで、高齢者の方々がきちんと年金を受け取れるような、そういうフォローもできるような形での、調査に合わせた地域展開もお願いしたいと思います。以上です。

【鈴木企画課長】 特に最後の点、実際にそういった施設を訪れたりする活動については、自治体のほうとも連携していただきますので、その際に今ご指摘のようなケースがありましたら、これは積極的にきちんと補足できるように、分けるようにしたいと思います。

【磯村委員】 もう一つよろしいですか。資料4で先ほど旧国鉄共済の話をしていただきました。これは三公社共通ですね。旧国鉄だけですか。

【中野所長】 基本的に共通です。

【磯村委員】 旧国鉄とだけ限定なさらずに、三公社とお書きになったほうがよろしいと思います。

【中野所長】 資料の訂正については検討させていただきます。

【磯村委員】 ここは何か旧国鉄に限定のような感じがしますから。

【中野所長】 旧国鉄についてのお尋ねが前回ございましたので、それに直接的にお答えをさせていただきました。

最後に坂野長官から、年金業務・組織再生会議が決定した「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本的方針（最終整理）」について、委員に報告があった。

【葛西委員長】 これでご説明の方々はどうぞお引き取りいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

(社会保険庁退室)

【葛西委員長】

ありがとうございました。それでは、本日の会議は、これで終了ということで、ほんとうにどうもご苦労さまでございました。次回は9月4日14時から開催いたします。本日は御多用のところ、誠にありがとうございました。

以上